

令和5年1月11日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、カシミボクシングジム（以下「カシミジム」という）所属ボクサーであるゼネシス カシミ・セルバニア（ライセンス No.45644）選手を令和 4 年 10 月 24 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

理由：カシミジム ゼネシス カシミ・セルバニア選手は、令和 4 年 10 月 25 日の前日計量において 0.6kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団はゼネシス カシミ・セルバニア選手を令和 4 年 10 月 24 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、カシミジムのマネージャーである森田亮平（ライセンス No.23719）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、森田亮平氏が上記記載の事実についてマネージャーとして監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション